

光市監査委員告示第 1 号

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により、令和 7 年度定期監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和 8 年 5 月 27 日

光市監査委員 伊 達 信 哉

同 仲 山 哲 男

令和 7 年 度

定 期 監 査 報 告 書

光 市 監 査 委 員

定 期 監 査 の 結 果 報 告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項による定期監査

2 監査の実施期間

令和7年11月25日から令和8年3月17日まで

3 監査の対象

市長部局、議会、教育委員会、選挙管理委員会及び農業委員会

4 監査の実施内容

歳出予算における支出科目「使用料及び賃借料」のうち、令和7年4月1日から令和7年10月31日までの期間に支出負担行為決議書が起票されている「借上料」について。

5 監査の方法

光市監査委員監査基準に準拠し、一連の事務処理が法律、条例、規則等に則り適正かつ効率的、合理的に執行されているかを主眼に、財務会計システム上のデータやその他関係資料を確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取しました。

6 監査の主な着眼点

- (1) 借上料の算定根拠は合理的な基準に基づいて行われているか。
- (2) 契約の根拠、契約相手の特定及び選考方法の手続きは適正か。
- (3) 仕様書及び契約書のとおり履行されているか。
- (4) 支払は適切に行われているか。

(5) 正当な理由がなく分割発注していないか。

7 監査の結果

おおむね適正に事務処理されていると認められましたが、次の事項については検討の上、改善をお願いします。

(1) 契約事務に関すること

ア 見積書の体裁について

押印が省略された見積書に見積担当者の氏名が記載されていないものがありました。

令和7年3月17日付け入札監理課長通知「見積書の取扱いについて（通知）」を改めて確認の上、適切な見積書を徴取するようにお願いします。

イ 契約内容及び契約書について

(ア) 契約書の記載事項

契約書に、履行の場所、代金の支払時期及び方法、検査、契約不適合責任などの項目が記載されていないものがありました。再リースの場合も含め、光市財務規則第117条に沿った契約書を作成されるようお願いします。

(イ) 契約内容の変更に応じた支出負担行為の取扱い

既存の長期継続契約において、契約期間が短縮される見込みとなり、それを踏まえて当該年度予算を減額しているにもかかわらず、契約を変更することなく、減額した金額の支出負担行為決議書を起票したものがありました。

地方自治法第234条の3後段において、「各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受け

なければならない。」とされていること、また、同法第232条の3において、支出負担行為は「支出の原因となるべき契約その他の行為」とされていることから、契約期間の短縮を踏まえた予算措置をしたのであれば、それに対応した期間及び金額により、契約の内容を変更し、その支出負担行為をもって支出負担行為決議書を起票すべきものと考えます。

契約は支出負担行為の一つであることから、適切な取扱いをお願いします。

(ウ) 起案文書の記載内容と契約内容の相違

起案文書と契約書の内容が異なるものがありました。

起案文書は市の意思決定の基となるものであることから、これを回付する前に起案者自身が精査することはもとより、「承認」、「決裁」、「合議」の各段階において、組織的な確認をお願いします。

(2) 財務事務に関すること

ア 支出負担行為について

複数の課が関係する一つの契約における支出負担行為決議書等の事務処理について、契約時に契約総額で支出負担行為決議書を起票し、請求時に毎月の支払額で支出命令書を起票する方法と、契約時には支出負担行為決議書を起票せず、請求時に支出負担行為決議書兼支出命令書を起票する方法の二通りの事務処理がありました。

支出負担行為は、地方自治法第232条の3により「支出の原因となるべき契約その他の行為」とされており、支払いの段階になって支払いができない問題が生じないように、その原因と

なる契約等の行為の段階でも確認することで、予算の適正かつ計画的な執行の確保を図る目的があります。

支出負担行為が将来の負担を「見える化」し、債務を把握する行為であって、その時点で予算から差し引かれることを踏まえ、支出負担行為として整理する時期の判断にあたっては、債務の総額が確定した時点で支出負担行為として整理することを基本とし、単価契約による借上料など、契約段階で債務が確定しない場合に限り、請求のあったときとすることが、支出負担行為の概念に沿った自然な取り扱いと考えます。

したがって、今回のケースでは、契約の段階で債務の総額が確定することから、契約日を支出負担行為として整理し、総額の支出負担行為決議書を起票した後、各月の請求時に支出命令書で支払う二段階の手続きが妥当です。

また、光市財務規則第57条において「使用料及び賃借料」の支出負担行為として整理する時期（債務が確定する時期）が「契約を締結するとき又は請求のあったとき」と規定されており、この文言どおりに読めば、どちらでもよいと解釈できるかもしれませんが、同一契約における支出負担行為として整理する時期は同一であり、それを判断する考え方も同じである必要があります。

こうしたことから、支出負担行為として整理する時期について、担当者の事務処理、専決者による決裁及び会計管理者の審査のそれぞれの段階で判断に迷うことがないように、光市財務規則等で明記するなどの対応を検討いただくようお願いします。

イ 給付の完了確認（検査）について

契約代金を当初一括払とした場合、契約で定める賃貸借期間の満了を待つことなく支出することになります。

令和 7 年 3 月 2 1 日付け財政課長通知「令和 7 年度予算の執行等について」（以下、「財政課長通知」という。）における「使用料及び賃借料」の項目に記載されているとおり、支出命令書に「物品等の確認をした調書」の添付が求められていますが、財務会計システムで確認できた範囲内では、この調書に当たる証拠書類が添付されているものは見受けられませんでした。

この調書は光市財務規則第 1 3 1 条で定める検査調書ではないものの、給付の完了確認（検査）と同等の意味を持つものとして、適正な財務事務の執行を目的とした内部ルールにより添付を求めている以上、その趣旨に沿った適切な事務処理をお願いします。

ウ 請求書の記載内容について

請求書に当該契約とは無関係な内容が記載されたもの、また、物品等を借上げた日付や内容等の記載が無いものなどがありました。

財政課長通知における「支出命令 払出命令」の項目に示されているとおり、請求書の内容を確実に審査するようお願いします。

（３）財務会計システム上の取扱いに関すること

財務会計システムで支出負担行為決議書等を起票する際、支払条件や契約期間等が分かる資料（契約書など）の添付がないものや、必要な資料の一部しか添付されていないものがありました。

決裁及び審査の過程で必要と思われる資料を適切に選定されるようお願いします。

(4) その他（振込手数料の削減について）

1 回当たりの支出額が少額であって毎月定例的に支払うものについて、相手方への銀行振込に係る手数料を踏まえ、契約内容の見直しや相手方からの請求書を集約するなど、振込手数料の負担軽減の余地があるものがありました。

令和6年8月8日付け会計管理者通知「振込手数料の負担増加に伴う支払方法等の見直しについて（依頼）」を参考に、経費削減に努めていただくようお願いします。

8 最後に

今年度は、財務会計システムの更新による電子決裁の導入に伴い、予算執行に係る事務処理のルールが変更されていること踏まえ、変更後の取扱いに円滑に移行し、引き続き適切に事務処理が行われているか確認しました。

電子化に伴う事務処理のルールの変更については、概ね適切に取り扱われていましたが、支出負担行為と契約の関係や請求書の記載内容に関する事など、基本的な考え方の誤認や、本来行われるべき精査が不十分であったと思われる事例が見受けられました。

この結果を踏まえ、事務処理の根拠となる法、条例、規則等に立ち返り、一つの契約の準備段階から支払までの一連の行為と予算執行上の事務処理との関連性など、基本的な考え方を再確認する機会と捉えていただくようお願いします。

また、地方自治法及び光市財務規則に基づく会計管理者による支出負担行為の確認を経ることにより、支出の適正性が担保される仕組みになっていますが、会計管理者の責務に依存することなく、「決裁」、「合議」、「審査」の各過程において、担当部課、会計管理

者がそれぞれの役割を確実に遂行し、適切な事務処理を組織的に維持、向上されるようお願いします。

